

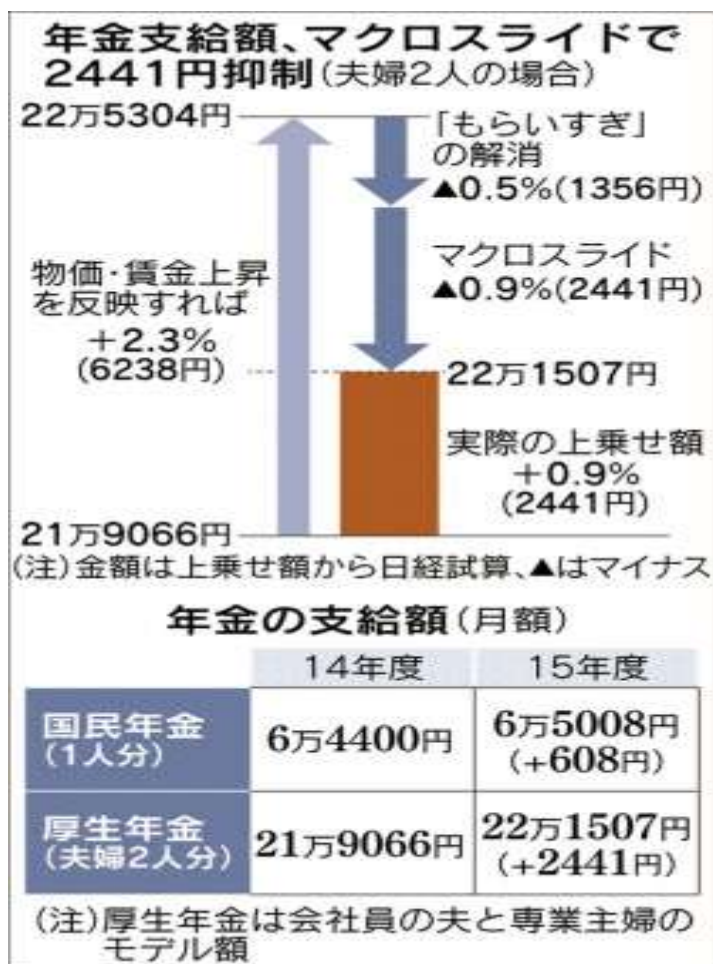
公的年金給付 0.9%増 15年度、抑制策を実施

日本経済新聞 2015/1/30

厚生労働省は 30 日、2015 年度の公的年金の受取額を発表した。厚生年金を受け取る夫婦二人のモデル世帯では、22 万 1507 円となり、14 年度より 2441 円増える。年金の伸びを賃金や物価の伸びより抑える「マクロ経済スライド」を初めて実施するため、年金額の伸びを 14 年度比 0.9%増にとどめる。年金制度の持続性を高める狙いがある。

夫が平均的収入（賞与含む月額換算 42.8 万円）で 40 年間働き、妻が専業主婦のモデル世帯の厚生年金額は、22 万 1507 円となる。自営業者や非正規社員らの国民年金の場合は、満額が 6 万 5008 円で 608 円増える。満額を受け取れるのは 40 年間保険料を払い続けた人で、未納期間があると年金額は減る。

厚生年金も国民年金も 4 月分は 6 月に銀行口座などに振り込まれ、受け取ることができる。



夫が平均的収入（賞与含む月額換算 42.8 万円）で 40 年間働き、妻が専業主婦のモデル世帯の厚生年金額は、22 万 1507 円となる。自営業者や非正規社員らの国民年金の場合は、満額が 6 万 5008 円で 608 円増える。満額を受け取れるのは 40 年間保険料を払い続けた人で、未納期間があると年金額は減る。

厚生年金も国民年金も 4 月分は 6 月に銀行口座などに振り込まれ、受け取ることができる。

る。

年金額は毎年度見直し、物価上昇率が賃金上昇率をそのまま上乗せする。マクロスライドは、物価や賃金が上がると年金額も増えてしまうため、一定額を抑える仕組みだ。年金を受け取るすべての人を対象に実施する。

総務省が30日に14年の消費者物価指数を発表したことを受け、厚労省が15年度の年金額を決めた。年金額は物価上昇率と賃金上昇率を比べ、低い方を適用する。物価上昇率が総合指数ベースで2.7%、賃金上昇率は2.3%となったので、15年度の年金額は賃金上昇分を上乗せされ、2.3%増となるはずだった。

高齢者が受け取っている今の年金水準は「もらいすぎ」状態にある。これを適正額に戻すため、0.5%減らすことも減額要因となる。もらいすぎは過去の物価下落時に年金を下げなかったことが原因で、政府は12年に法律でもらいすぎを解消することを決めていた。

厚生年金を受け取るモデル世帯の場合、マクロスライドの実施やもらいすぎ解消がなければ、22万5304円を受け取れるはずだった。マクロスライドで2441円、過去のもらいすぎ解消で1356円が引かれた計算だ。

厚労省がマクロスライドを実施するのは、少子高齢化で、年金制度の維持が課題となっているからだ。塩崎恭久厚労相は30日の閣議後記者会見で、「将来世代の年金の受け取りをより確実なものにするため、マクロスライドを活用する」と説明した。

マクロスライドは04年の年金改革で導入が決まった。賃金や物価の低迷時は実施しないルールで、これまで一度も実施したことがなかった。現役世代が納める保険料は毎年のように上がっている。年金を受け取っている人にも負担を求め、年金制度の持続性を高める。

▼マクロ経済スライド 物価や賃金の上昇率に伴って伸びる年金額を抑える仕組みのこと。伸び率から一定の調整率を差し引く。調整率は現役世代の数と年金を受け取る高齢者の数などから決める。2015年度は0.9%で、だいたい1%前後だ。現役世代が少なくなれば調整率が大きくなる。

マクロスライドは政府が年金制度を維持するために04年度に導入した。物価下落時には実施できない決まりがあり、15年度が初めての実施になる。

年金水準 4月から引き下げられる見通し

NHK1月30日

厚生労働省は、ことし4月からの年金支給額を30日に発表することにしており、年金の財政基盤を強化するため、年金支給額の伸びを物価や賃金などの上昇よりも低く抑える「マクロ経済スライド」が初めて実施され、支給水準は実質的に引き下げられる見通しです。

年金の支給額は、賃金や物価に応じて毎年決められることになっていて、厚生労働省は30日、去年1年間の全国の消費者物価指数がまとまるのを受けて、ことし4月からの年金

支給額を発表することにしていきます。

今回、厚生労働省は年金の財政基盤を強化するため、年金支給額の伸びを物価や賃金などの上昇よりも低く抑える「マクロ経済スライド」を初めて実施することにしていきます。そして去年1月から11月までの全国の消費者物価指数などから、本来の支給額の伸びを2%前半と予測したうえで、「マクロ経済スライド」や平成12年から3年間、物価が下がったにもかかわらず、景気に配慮して給付額を下げない特例措置が取られたことも踏まえ、4月からの年金支給額の伸びを1%程度に抑えることしており、支給水準は実質的に引き下げられる見通しです。

年金、15年度は実質目減り 給付抑制初実施で伸び0・9%

沖縄タイムス 2015年1月30日

厚生労働省は30日、2015年度の年金額を原則0・9%引き上げると発表した。年金は従来、物価や賃金の伸びに合わせて改定してきたが、年金額の伸びを物価や賃金より抑える「マクロ経済スライド」を初めて実施するため、微増にとどまった。増額分は物価上昇分に及ばないため、実質的な年金の価値は目減りする。

自営業者らが加入する国民年金（月額）を満額の6万4400円受給している人は、608円増の6万5008円。67歳以下の夫婦で厚生年金（同）を21万9066円受給しているケースでは2441円増え、22万1507円になる。4月分（6月受け取り分）から実施する。（共同通信）

「痛み」を伴う年金改革から目をそらすな

日本経済新聞 2015/1/29

厚生労働省の審議会が公的年金制度の改革について報告書をまとめた。少子高齢化で年金財政が厳しくなる中、支給額の抑制を「極力先送りしない」ように制度を見直すべきだとした。「痛み」を伴う改革だが、早急に実現すべきだ。

厚生年金や国民年金といった公的年金制度には「マクロ経済スライド」と呼ぶ年金支給水準を毎年小刻みに切り下げていく仕組みがある。2004年の制度改革で導入された。ただ、物価や賃金が低下するデフレ経済下では発動できないなどの制約が設けられた。

このため、長らくデフレが続いた日本では年金水準を抑えることができなかった。15年度からやっと発動できる見通しだが、この先の経済状況によってはまた年金抑制が先送りされかねない。抑制が遅れば、その分、将来世代の年金が先細りとなってしまう。

そこで報告書は、デフレでもマクロ経済スライドが発動できるような見直しを求めた。ただ、医療や介護でも国民に負担となる制度改革が続くことから、政府・与党には今国会での見直しに慎重な意見も目立つ。

日本は世界最速で高齢化が進む。これまで通りの制度では対応できないことは明らかだ。様々な分野で厳しい改革が相次ぐことはやむを得ない面がある。覚悟を持って改革を進め

る姿勢が必要だ。

報告書は、年金財政安定のため、年金を受け取り始める年齢の引き上げや、パート労働者の厚生年金加入拡大についても触れた。しかし様々な反発も考慮し明確な方針は示していない。これらについても早期に議論を詰めるべきだ。

現在原則 65 歳である年金受給開始年齢を 66 歳以上に引き上げるには、年齢にかかわらず働ける社会の実現も必要になる。大きな課題だけに早く具体的な検討を始めてほしい。将来の年金を増やすために、現在は原則 40 年である保険料の拠出期間を 45 年に延ばす案も出ているが、これも合わせて速やかに議論すべきだろう。

パート労働者については、16 年 10 月に第 1 弾の厚生年金加入拡大策が実施されることがすでに決まっている。ただしこの段階では、ごく一部のパートしか対象にならない。企業や本人の保険料負担にも配慮しながら、その先をどうしていくのか決める必要がある。

年金課税強化や基礎年金のあり方の見直しなど課題はほかにもある。立ち止まってはられない。

社会保障 弱者増す負担 2015 年度予算案

東京新聞 2015 年 1 月 28 日

通常国会が始まった。前半国会の論戦で最大の焦点は、政府の 2015 年度予算案だ。2 月中旬に提出され、審議が始まるが、どんな内容や仕組みになっているのか。随時チェックしていく。

年金、介護、生活保護一。生活に困難が生じたときの支えが社会保障だ。予算案では低所得者への手当てが軒並み削られる。年金給付を抑えるルールの発動や新法の施行も重なり、弱者にのしかかる。

社会保障関係費は一四年度比で一兆円増。5%から8%に引き上げた消費税の財源なども一兆三千六百億円が充てられ、高齢化を反映して総額は増えた。

だが、年金は月額で最大五千円を上積みする福祉的給付と、無年金者を減らすための受給資格期間を短縮する救済策が実施されないことになった。介護保険では、六十五歳以上の保険料軽減策も限定する。いずれも、消費税率の10%への再増税延期により、先送りされた低所得者支援策だ。

年金はさらに減る。物価に比べ、高止まりしていたデフレ時代の特例水準を解消する減額が0.5%ある。加えて、物価上昇率に給付増を連動させず、自動的に抑制するルールが一五年度に初めて動く見通し。

予算案では物価上昇率を2.4%と見込み、その場合の抑制は0.9%。特例解消分と合わせ1.4%の抑制となり、物価上昇率2.4%に対し給付増は1%にとどまる。年金に充てる国庫負担分の総額は増えるが、これらの減額は計千二百六十億円。「見えない目減り」だ。

抑制ルールは〇四年に導入されたが、デフレ下では使えない仕組み。物価上昇が続けば毎年発動され、高齢者の家計に影響する。

しわ寄せは高齢者にとどまらない。生活保護では家賃にあたる「住宅扶助」と冬場の暖房費の「冬季加算」がそれぞれ削られる。食費などの「生活扶助」は一三年度から既に四百十億円削減されていて、一五年度は二百六十億円減る。

四月に施行される生活困窮者自立支援法も懸念材料の一つ。関連経費として四百億円が盛り込まれ、生活保護に至る前に生活再建をする対策に充てるが、支援団体から「制度変更で支援の網から外れる人が出る」との声が上がる。

法律は多重債務者や失業者などを想定し、住居や就職の相談に乗る総合窓口を設けた支援を自治体に義務付けた。

しかし、今は国の全額負担で進めるホームレス対策事業も自治体に委ねる。一部は実施するかどうかの判断も任せるため、財政事情が厳しい自治体は廃止する恐れがあり、困窮者の支援が逆に後退しかねない。（鈴木穰、我那覇圭）

社会保障関係費総額(単位:円)

		2015年度	14年度
		31兆5297億(14年度比+約1兆30億)	30兆5266億
		15年度予算額	減少額
減額などがされる低所得者対策	年金		
	福祉的給付	0	-1900億 年間の必要額5600億
	受給資格期間短縮	0	-75億 同300億
	給付の自動抑制	11兆469億 年金の国庫負担分、 (14年度比+3394億)	-800億 基礎年金満額月6万4400の 受給者で月-580
	特例水準の解消		-460億 基礎年金満額受給者で月-300
	65歳以上の 介護保険料軽減	221億 (地方分含む)	-1179億
	生活保護	2兆8635億 (14年度比-188億)	住宅扶助 -30億 冬季加算 -30億 生活扶助 -260億
生活困窮者 自立支援	400億 (新規)	国の負担減で地方が一部の 支援事業を取りやめる懸念	